

# 徳島県新型インフルエンザ対策行動計画 〈A/H1N1編〉

平成21年10月30日

徳 島 県



徳島県新型インフルエンザ対策行動計画〈A/H1N1編〉

目 次

第1	総論	1
1	趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
(1)	『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画』との関係	1
(2)	国の方針との関係	2
3	対策の基本方針	2
4	県行動計画〈A/H1N1編〉の見直し	2
第2	危機管理体制	3
1	全庁体制による対策の実施	3
2	情報収集と情報共有	3
(1)	情報収集	3
(2)	情報共有	3
第3	対策の実施	4
1	地域や職場における感染拡大の防止	4
(1)	県民や学校、事業所等への要請	4
(2)	学校・保育施設等の臨時休業の目安	5
2	ワクチンの接種に係る役割	5
3	感染拡大による混乱の回避	5
4	業務継続の方針	5
5	マニュアル等の整備	6
第4	県民への情報提供	7
1	積極的な情報提供	7
2	相談窓口の設置	7
(1)	新型インフルエンザ相談窓口	7
(2)	新型インフルエンザ安心ダイヤル	8
(3)	在県外国人に対するサポート	8

## 資料編

資料一①	基本的対処方針〔H21. 10. 1 政府新型インフルエンザ対策本部〕	10
資料一②	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針 〔H21. 10. 1 政府新型インフルエンザ対策本部〕	13
資料一③	医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針 (二訂版)〔H21. 10. 1 厚生労働省〕	17
—※—※—※—		
資料一④	新型インフルエンザによる外来患者の急速な増加に対する医療体制の確保に ついて〔H21. 10. 16 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部 事務連絡〕	23
資料一⑤	学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する基本的考え方について 〔H21. 9. 24 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部 事務連絡〕	26
資料一⑥	新型インフルエンザの流行入りに伴うマスク等の安定供給について 〔H21. 9. 4 厚生労働省 事務連絡〕	30
資料一⑦	新型インフルエンザの流行を受けた医薬品、医療機器等の安定供給について 〔H21. 9. 7 厚生労働省 事務連絡〕	31
資料一⑧	抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等について〔H21. 9. 7 厚生労働省 事務連絡〕	32
資料一⑨	新型インフルエンザの流行入りに伴う速乾性擦式手指消毒薬等の安定供給に ついて〔H21. 9. 8 厚生労働省 事務連絡〕	35
資料一⑩	新型インフルエンザの流行入りに伴う体外診断用医薬品の安定供給について 〔H21. 9. 8 厚生労働省 事務連絡〕	36
—※—※—※—		
資料一⑪	新型インフルエンザに係る臨時休業の目安について〔H21. 8. 26 教育長通知〕	37
資料一⑫	社会福祉施設で新型インフルエンザが蔓延した場合の対処方針 〔保健福祉部資料〕	39
資料一⑬	県庁業務継続のための方針	47
資料一⑭	新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行のシナリオ	49

### 《広報資料》

「インフルエンザ」自宅療養のポイント

「新型インフルエンザかな？」症状がある方へ

## 第1 総論

### 1 趣旨

『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画〈A/H1N1編〉』（以下「県行動計画〈A/H1N1編〉」という。）は、平成21年4月にメキシコで最初の発生が確認された新型インフルエンザ(A/H1N1)について、以下に掲げる平成21年10月30日時点での政府新型インフルエンザ対策本部の「基本的対処方針」や厚生労働省の運用指針を踏まえ、本県における感染拡大を防止し、県民の健康被害発生を阻止するための総合的な対策が実施できるよう、県としての行動指針を示したものである。

○『基本的対処方針』（資料一①）

- ・ 策定主体：政府新型インフルエンザ対策本部
- ・ 公表期日：平成21年5月22日
- ・ 最終改定：平成21年10月1日

○『新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針』（資料一②）

- ・ 策定主体：政府新型インフルエンザ対策本部
- ・ 公表期日：平成21年10月1日

○『医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針』（以下、「厚生労働省運用指針」という。資料一③。）

- ・ 策定主体：厚生労働省
- ・ 公表期日：平成21年5月22日
- ・ 最終改定：平成21年10月1日

### 2 計画の位置づけ

(1) 『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画』との関係

県行動計画〈A/H1N1編〉は、『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画』（以下「県行動計画」という。）第1の2の(3)に基づき、新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応のため、県行動計画の別冊として作成したものである。

そのため、新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応については、県行動計画〈A/H1N1編〉を県行動計画に優先して適用する。

ただし、インフルエンザウイルスの変異により病原性や感染力等が変化し、県民の健康被害への深刻度が高まったのではないかとの兆候が見られる場合には、速やかに

県行動計画に沿った対応に移行する。

## (2) 国の方針との関係

県行動計画〈A/H1N1編〉は、政府新型インフルエンザ対策本部による基本的対処方針や厚生労働省運用指針を踏まえて作成している。

そのため、今後、これらの国の方針が変更され、県行動計画〈A/H1N1編〉の記述内容と齟齬が生じる場合においては、国の方針を優先的に適用し対策を実施する。

## 3 対策の基本方針

- ① 県民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐ。
- ② 重傷者や重篤化しやすい基礎疾患を有する者等を守る。

## 4 県行動計画〈A/H1N1編〉の見直し

県行動計画〈A/H1N1編〉は、新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生状況や、県民生活への影響、国の動向等を踏まえ、危機管理会議において適時適切に見直しを行うものとする。

## 第2 危機管理体制

### 1 全庁体制による対策の実施

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策は、県行動計画の第1の3及び第3の記述に準じ、常設の「危機管理会議」を中心とした全庁体制により実施する。

また本県では、新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生が確認され、WHOがフェーズ4を宣言した平成21年4月28日に、県行動計画第3の2の(1)に基づき危機管理対策本部を自動設置している。今後、国や他の都道府県の動向や事態の推移を注視しながら、新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行がおさまるまでの当面の期間、現在の体制を維持する。

### 2 情報収集と情報共有

#### (1) 情報収集

各部局は、新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生状況や、それに伴う県民生活への影響、また、国の各省庁が実施する対策など、最新の情報を積極的に収集し、収集した情報については、危機管理部に報告する。

#### (2) 情報共有

危機管理部は、(1)により報告のあった情報を集約し、必要に応じ、電子メールや危機管理会議（危機管理連絡会議を含む）の開催などにより全庁的な情報共有を図るとともに、県としての対策の実施に向けた関係部局との調整を行うものとする。

また、次の関係機関の担当者との情報共有が必要な場合には、電子メール等により情報を伝達する。

- 県内市町村
- 県内消防機関
- ライフライン事業者（「徳島県災害対策・危機管理等に係るライフライン関係事業者等連絡会議」の構成事業者）
- 近畿・中国・四国の各府県

### 第3 対策の実施

#### 1 地域や職場における感染拡大の防止

##### (1) 県民や学校、事業所等への要請

県内で新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生した場合においては、地域や職場における感染拡大を防止するため、次のような要請等を行うものとする。

要請等の対象	要請等の内容	担当部局
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、うがい等呼びかける。</li> <li>○ 咳等の症状のある者には、感染拡大を防ぐために、なるべく外出を避けるとともに、咳エチケットの徹底、混み合った場所でのマスク着用を呼びかける。</li> </ul>	危機管理部 保健福祉部
集会・スポーツ大会等主催者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。</li> </ul>	関係全部局
学校・保育施設等の設置者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校・保育施設等で患者が発生した際、感染拡大防止等公衆衛生上必要があると判断される場合には、当該学校・保育施設等の設置者等に対し臨時休業を要請する。  <p style="margin-left: 2em;">なお、学校・保育施設等の設置者は、県が臨時休業の要請を行わない場合であっても、自らの判断により必要な臨時休業を行うことができる。</p> </li> <li>○ 時差通学、自転車通学等の容認、発熱者に休暇取得を促すこと等、児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。</li> </ul>	企画総務部 保健福祉部 教育委員会
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時差通勤、自転車通勤等の容認、発熱者に休暇取得を促すこと等、従業員等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。</li> </ul>	危機管理部 商工労働部 関係全部局

## (2) 学校・保育施設等の臨時休業の目安

危機管理部、企画総務部、保健福祉部及び教育委員会は、学校・保育施設等の休業要請については県民生活に与える影響が大きいことから、事前に協議し、休業の目安等の考え方を整理しておくものとする（資料－⑤、資料－⑪及び資料－⑫参照）。

## 2 ワクチンの接種に係る役割

ワクチン接種に係る事業は、国が主体となって行うものであるが、県は、国が示す標準的な実施時期等を参酌し、具体的な接種スケジュールを設定するとともに、医療機関の在庫状況等を把握して、ワクチンの円滑な流通を確保する。

また、市町村に対しては、次の事項の実施について指導・助言する。

- ワクチン接種を行う医療機関（受託医療機関）を確保すること。
- 住民に対する、接種時期、受託医療機関等を周知すること。
- ワクチン接種に係る費用負担について、国及び県による財政支援のもと、必要に応じ低所得者の負担軽減措置を講ずること。

## 3 感染拡大による混乱の回避

県は、感染拡大により、県民生活に混乱が生じるような場合には、次のような対策を含め、県民生活の維持に必要となる各種対策の実施を検討する。

実 施 を 検 討 す る 対 策	担当部局
食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動の呼びかけ	危機管理部
社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持	県警察本部

## 4 業務継続の方針

危機管理部、企画総務部及び保健福祉部は、新型インフルエンザ(A/H1N1)が庁舎内で発生した場合でも、来庁者への感染拡大を防止するとともに、県庁機能を維持し、県民への行政サービスを継続的に提供ができるよう業務継続に関する基本的な方針を取りまとめるものとする（資料－⑬参照）。

## 5 マニュアル等の整備

保健福祉部は、次の項目を含め、新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る保健福祉・医療に関する事項について、『徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル』（平成 18 年 1 月策定。平成 20 年 12 月最終改定。）及び国の運用指針等に準じて、マニュアル等を整備する。

- 重症者や重篤化しやすい基礎疾患を有する者等を守るための対策に関すること。
- ワクチンの接種に係る具体的な調整等に関すること。
- 県内で新型インフルエンザ(A/H1N1)がまん延した場合に備えた、医療の確保、サーベイランス、積極的疫学調査の実施方針に関すること。
- 従業員の子供等が通う保育施設等が臨時休業になった場合の当該従業員の勤務について、事業者配慮を要請する場合の考え方に関すること（関係各課との調整が必要）。
- 在宅の障害者や高齢者等の支援について、市町村での役割の整理とその周知に関すること。

## 第4 県民への情報提供

### 1 積極的な情報提供

新型インフルエンザ発生時の混乱を回避し冷静な対応を求めるため、国や県の新型インフルエンザ対策の取組状況や、職場や家庭で実施できる感染予防策などの最新情報を、県ホームページをはじめ様々な広報媒体を活用するとともに、マスコミ等への積極的な情報提供を通じて、広く県民の皆様に周知する。また、各種団体が実施している研修会等においても、積極的な情報提供を行うものとする。

県のホームページ
とくしま防災・危機管理情報 安心とくしま (「感染症」のカテゴリーの中で、新型インフルエンザに関する情報をまとめています。) <a href="http://anshin.pref.tokushima.jp/normal/infection/index.html">http://anshin.pref.tokushima.jp/normal/infection/index.html</a>

### 2 相談窓口の設置

#### (1) 新型インフルエンザ相談窓口

県民が、急な発熱と咳やのどの痛みなどの症状があり医療機関を受診しようとする際、受診する医療機関が分からない場合等の相談窓口として、各保健所及び健康増進課に「新型インフルエンザ相談窓口」を設置する。

#### ○各保健所

- ・ 開設時間：8:30～17:00（土・日・祝日除く）
- ・ 電話番号：徳島保健所：088-602-8907  
吉野川保健所：0883-24-1114  
阿南保健所：0884-28-9867  
美波保健所：0884-74-7343  
美馬保健所：0883-52-1017  
三好保健所：0883-72-1122

#### ○健康増進課

- ・ 開設時間：8:30～18:15（土・日・祝日除く）
- ・ 電話番号：088-621-2228  
ファクシミリでの相談を希望される方は、FAX 088-621-2841

なお、県民に対しては、次のような協力を依頼する。

- まず、お近くの医療機関（かかりつけ医）に電話し、受診方法を確認してください。
- また、受診の際には、マスクを着用してください。
- 咳エチケットをはじめとするお互いのマナーが、感染拡大防止につながります。

(2) 新型インフルエンザ安心ダイヤル

新型インフルエンザに関する相談は、健康増進課内に設置する「新型インフルエンザ安心ダイヤル」で受けるものとする。

- ・ 開設時間：9:00～17:00（土・日・祝日除く）
- ・ 電話番号：0120-960-005

(3) 在県外国人に対するサポート

日本語で会話できない方については、次に電話をいただくことにより、相談窓口との間で通訳を行うものとする。

対応言語	英語	中国語	
		火・木・土・日。祝日	平日の月・水・金
対応曜日	毎日	火・木・土・日。祝日	平日の月・水・金
対応機関	徳島県国際交流協会	徳島県国際交流協会	徳島県国際交流室
対応時間	10:00～18:00	10:00～18:00	9:15～17:15
電話番号	088-656-3320	088-656-3320	088-621-2028

# 資 料 編

## 基本的対処方針

平成 21 年 10 月 1 日  
政府新型インフルエンザ対策本部

政府においては、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところである。

今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、既に本格的な流行期に入っており、引き続き感染が拡大している。8 月 15 日には、国内初の新型インフルエンザ確定患者が亡くなられた。今後、国内で感染者数が大幅に増大するにつれて、さらに重症例、死亡例が発生する事態に備え、必要な対策を実施していく。

今回の新型インフルエンザは、

- ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復していること、
  - ② 抗インフルエンザウイルス薬による治療が有効であること等、
- 季節性インフルエンザと類似する点が多い。

他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、基礎疾患（ぜんそく、糖尿病等）を有する者を中心として、また現時点では数が少ないものの健常な若年者の一部においても、重篤化し、死亡する例が見られることである。

今回のウイルスの特徴を踏まえると、①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②重症者や重篤化しやすい基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じることが適当である。

国内で感染が拡大している中で、感染者の急激な増大を可能な限り抑制し、社会活動の停滞や医療機関の負担を可能な限り減らし、重症者への医療を確保するため、国、地方公共団体、医療機関、事業者や関係団体、国民がそれぞれの役割の下に、的確な対応を行っていく必要がある。

政府としては、地方公共団体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら、当面、次の措置を講ずることとする。

一．国内外の情報収集と国民への迅速かつ的確な情報提供を行う。

- (一) 国際的な連携を密にし、WHOや外国の対応状況等に関する情報収集に努力する。
- (二) 国内の感染状況について、サーベイランス事業等を有効に活用し、その動向を適切に把握するとともに、国民に迅速かつ的確な情報提供を行う。
- (三) 感染防止策や発症した場合の医療機関への受診方法等流行に備えて各人が行うべきことを国民に周知し、広く注意喚起を行う。

二．地域や職場における感染拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

- (一) 外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、うがい等呼びかける。咳等の症状のある者には、感染拡大を防ぐために、なるべく外出を避けるとともに、咳エチケットの徹底、混み合った場所でのマスク着用を呼びかける。
- (二) 事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等の容認、発熱者に休暇取得を促すこと等、従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- (三) 集会、スポーツ大会等については、主催者に対し、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- (四) 学校・保育施設等の臨時休業の要請については、学校・保育施設等で患者が発生した場合等において、都道府県等は、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、必要に応じ臨時休業を要請することとし、その詳細については、厚生労働大臣が別途運用指針を定める。（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。）
- (五) 事業者に対しては、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

三．感染拡大を防止し、基礎疾患を有する者等を守り、患者に対する適切な医療を提供するため、次の措置を講ずる。

- (一) 重症者の救命を最優先とし、発生動向に応じた外来診療体制の整備や重症患者の増加に対応できる病床を確保するよう、関係機関に医療体制の整備を要請し、支援を行う。
- (二) ワクチンの確保、接種等については別途方針を定める。（「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」を参照。）
- (三) 抗インフルエンザウイルス薬、検査薬、マスク等の円滑な供給を関連事業者に要請

する。

- (四) 医療の確保については、上記(一)を踏まえ、その詳細については、厚生労働大臣が別途運用指針を定める。(「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。)

#### 四. 患者が急増した地域等における国民生活の維持を図る。

- (一) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。
- (二) 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。また、医療従事者等の子ども等が通う保育施設等が臨時休業となった場合、保育等を確保するための方策を講ずる。
- (三) 在宅の障害者や高齢者等について、必要に応じ状況を踏まえて支援を行う。

#### 五. 水際対策として次の措置を講ずる。

- (一) 検疫については、入国者に対する感染防止や発症した際の医療機関への受診を引き続き周知徹底することとし、その詳細については、厚生労働大臣が別途運用指針を定める。(「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。)
- (二) 海外発生国の状況に応じた感染症危険情報を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に対する支援を行う。

#### 六. 必要に応じ、次の措置を講ずる。

- (一) 食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。
- (二) 社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持に当たる。
- (三) 国連及びWHOの要請を受けて、途上国における新型インフルエンザ対策に対する支援を行う。

## 新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針

### 1. 目的

死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することを目的とする。

### 2. 各事業実施主体の役割

- (1) 国は、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン（以下「ワクチン」という。）の生産量に限りがある中で、臨時応急的かつ一元的にワクチンを確保するとともに、接種の優先順位を設定する。また、ワクチン接種を行う医療機関と委託契約を締結し、希望者に対してワクチンの接種を実施する。このように、今回の事業は、地方自治体との役割分担のもと、国が主体となって行うものである。
- (2) 都道府県は、国が示す標準的な実施時期等を参酌し、具体的な接種スケジュールを設定するとともに、医療機関の在庫状況等を把握して、ワクチンの円滑な流通を確保する。
- (3) 市町村は、ワクチン接種を行う医療機関（受託医療機関）を確保するとともに、住民に対し、接種時期、受託医療機関等を周知する。また、ワクチン接種に係る費用負担について、国及び都道府県による財政支援のもと、必要に応じ低所得者の負担軽減措置を講じる。
- (4) 受託医療機関は、国と委託契約を締結し、窓口で対象者の確認を行い、優先順位に従って希望者に対してワクチンを接種するとともに、市町村及び都道府県を通じて、必要な報告を行う。

### 3. 優先的に接種する対象者

- (1) 当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われていく見通しであることから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要

な医療を確保することという目的に照らし、

- ① インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者（救急隊員を含む）
- ② 妊婦及び基礎疾患を有する者（この中でも、1歳～小学校低学年に相当する年齢の者の接種を優先）
- ③ 1歳～小学校低学年に相当する年齢の者
- ④ 1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等

の順に優先的に接種を開始する。

(2) さらに、小学校高学年、中学生、高校生に相当する年齢の者及び65歳以上の高齢者についても、優先的に接種する。

(3) なお、優先的に接種する者以外の者に対する接種については、優先的に接種する者への接種事業の状況等を踏まえ、対応することとする。

#### 4. ワクチンの確保

(1) 今後の感染の拡大やウイルスの変異等の可能性を踏まえると、上記の優先的に接種する者以外における重症例の発生があり得るため、健康危機管理の観点から、国内産に加えて、海外企業から緊急に輸入することを決定し、ワクチンを確保する。

(2) 国は、3. の接種対象者に順次必要なワクチンを供給できるようにするため、今年度末までに、国内産ワクチン2,700万人分程度を確保するとともに、海外企業から5,000万人分程度を輸入することとし、既存の新型インフルエンザ対策予算を活用した上で予備費を使用し、これらのワクチンを購入する。

(3) 輸入ワクチンの確保のため、今回の輸入ワクチンの使用等に伴い生じる健康被害等に関して製造販売業者に生じた損失等について国が補償することができるよう、速やかに立法措置を講じる。

#### 5. 接種の実施

(1) 国は、受託医療機関との間で、予防接種に関する委託契約を締結する。

(2) 受託医療機関は、国との委託契約に基づき、卸売業者からワクチンを購入し、優先接種順位に従い、優先接種対象者であることを確認のうえ、原則として予約制により接種を実施する。

- (3) 市町村は、都道府県と連携し、地域の実情に応じて、受託医療機関に要請し、保健センター、保健所等を活用して接種の機会を確保する。

## 6. 費用負担

- (1) 今回のワクチンの接種については、その目的に照らし、国は、予防接種法の定期接種に準じて、受託医療機関を通じてワクチンの接種を受けた者又はその保護者から、実費相当額（ワクチン代、輸送費及び接種に要する費用。原則として全国一律の額）を徴収する。
- (2) 優先的に接種する者のうち低所得者の費用負担については、予防接種法の定期接種に準じて、市町村民税非課税世帯を念頭に、市町村がその費用を助成する措置を講じる。その際、当該措置に要する財源の1/2を国が、1/4を都道府県が補助する。

## 7. ワクチンの安全性及び有効性の確保と健康被害の救済

- (1) 今回、接種に用いようとするワクチンについては、今回の新型インフルエンザに対して初めて製造されたものであり、安全性や有効性に関しては十分に検証されていないことから、今後もデータの収集、分析を行うなど、十分に安全性や有効性の確保に努めるとともに、その安全性や有効性について、医療関係者、国民等に幅広く情報提供する。
- (2) ワクチンによる重篤な副反応について、受託医療機関等からの報告など国が迅速に情報を把握するとともに、当該情報を専門家により評価する仕組みを構築し、速やかに対応する。
- (3) 今回のワクチン接種に伴い健康被害が生じた場合の救済については、現行の予防接種法に基づく季節性インフルエンザの定期接種に関する措置を踏まえて必要な救済措置を講じることができるよう検討を行い、速やかに立法措置を講じる。

## 8. 広報

- (1) 国は、接種事業の趣旨、内容、ワクチンの安全性や有効性に関する知見等について周知する。
- (2) 都道府県は、新型インフルエンザについて既に設置している相談窓口等の充実を図る。

- (3) 市町村は、都道府県と連携し、住民に対し、接種が受けられる時期、受託医療機関等を周知する。

## 9. 今後の検討等

- (1) 今回の新型インフルエンザワクチンに関しては、今後、新たな知見等が得られた段階で、適宜、これを見直していくものとする。
- (2) 国は、今回の臨時応急の対策を踏まえ、新型インフルエンザの予防接種の位置づけ等について専門的見地から検討を行い、その結果に基づき、必要に応じ立法措置を講ずる。
- (3) 国は、今後、国産ワクチンによりインフルエンザワクチンの供給が確保されるよう、国内生産体制の充実等を図るものとする。

平成21年10月1日

厚生労働省

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）

1. 基本的考え方

平成21年6月19日付け厚生労働省「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」について、諸外国の患者発生状況、これまでの我が国の患者発生状況等にかんがみ、以下のように改定する。

（今回の改定の背景）

① 国内における新型インフルエンザ（A/H1N1。以下同じ。）の感染の拡大

我が国における感染の状況について、全国約5,000箇所の定点医療機関で行うインフルエンザサーベイランスの調査結果によれば、定点医療機関当たりのインフルエンザの患者報告数が、平成21年第33週（8月10日から8月16日まで。）時点で全国平均1.69となり、季節性インフルエンザにおける流行開始の目安としている1.00を上回り、更にその後増大している。インフルエンザウイルスサーベイランスの結果と合わせ、その大部分は、新型インフルエンザウイルスの感染患者であると考えられ、今回の新型インフルエンザについては、既に流行期が開始となり、感染が拡大しつつある状況にある。

② 死亡や重症例の報告の増加

今回の新型インフルエンザは、多くの感染者が軽症のまま回復すること、抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であることなど、季節性インフルエンザと類似する点も多いが、他方、その特性として、基礎疾患を有する者等は重症化の可能性が高いとの報告がある。実際に、8月15日には新型インフルエンザ確定患者の死亡が国内で初めて確認され、基礎疾患を有する者の死亡や小児の脳症や肺炎による重症例は、目下少数例にとどまっているものの、報告数として増加しつつある。

③ 冬期の南半球における感染拡大と医療機関の混乱等の発生

今回の新型インフルエンザについては、世界保健機関（WHO）がWHOフェーズ分類を6とし、世界的なまん延状況にあると宣言した後、WHOの集計感染者数は増

加し、感染地域も世界的に拡大している。特に既に冬を迎えた南半球においては、多くの者が感染し、死亡者や医療機関の混乱が報告されている国もある。WHOは加盟国に対し、引き続き警戒を求めるとともに、感染拡大は完全には阻止できないことを前提に感染者の重症化防止に向けて、社会経済的混乱を招かないことを視野に入れつつ、各国の状況に応じてワクチン対策、医療体制の確保等について柔軟に対応することを求めている。

④ 死亡・重症例の更なる増加及び医療機関が混乱するおそれを想定した対処

我が国の感染状況、南半球における経験を踏まえれば、今後冬期を迎える我が国においても、感染拡大により、死亡者・重症者が更に増加し、医療機関が混乱するおそれがあることを想定して対処する必要がある。

(基本的考え方)

上記のような状況の変化を踏まえ、以下のような基本的考え方に基づいて、下記2以下に述べる対策を速やかに講じるものとする。

- ① 大規模な流行が生じた場合においても患者数の急激な増加に対応できる病床の確保と重症患者の救命を最優先とする医療提供体制の整備を進める。
- ② 適切な院内感染対策の実施や積極的な広報の展開等により基礎疾患を有する者等の感染防止対策の強化を行う。
- ③ 急速に感染が拡大する情勢にあることから、患者数の大幅な増加の端緒となる事例や全国的な傾向を的確かつ速やかに探知する体制から、重症患者・死亡者の把握、ウイルス性状の変化の探知に重点を移した体制及び定点サーベイランスに移行しており、これを更に円滑に進められるようにする。
- ④ 社会影響とのバランスを考慮した公衆衛生対策の効果的な実施により、急激な患者の増加を防止するとともに、患者数増加のピークをできるだけ抑制し、社会活動の停滞や医療供給への影響を低減させ、国民が安心して生活できる環境を維持していく。

2. 地域における対応について

(1) 発生患者と濃厚接触者への対応

## ① 患者

発熱、呼吸器症状等のインフルエンザ様症状を有する者のうち、基礎疾患を有しない者については、本人の安静のため及び新たな感染者をできるだけ増やさないために外出を自粛し、抗インフルエンザウイルス薬の内服等も含め医師の指導に従って自宅において療養する。

基礎疾患を有する者等\*については、軽症であっても早期にかかりつけ医等に電話をし、又は医療機関を受診して、抗インフルエンザウイルス薬の内服等も含め医師の指導に従って療養する。

なお、感染が疑われた場合は簡易迅速診断の結果が陰性であっても、あるいは結果を待たずに速やかに治療を開始する。

また、基礎疾患の有無によらず、重症者及び重症化するおそれを認める者については、医師の判断により入院治療を行う。このとき、医師が必要と認める場合にはPCR検査等のウイルス検査の実施について保健所に依頼することが可能である。

なお、医師の判断に資するため、厚生労働省において、医療関係者に対して、随時、最新の科学的知見等を情報提供することとする。また、速やかな受診につなげるため、国民に対して重症化の兆候及び受診の方法について周知する。

## ② 濃厚接触者

抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については特段の理由がない限り、推奨しない。その一方、基礎疾患を有する者で、患者と濃厚に接触するなどして感染を強く疑われる場合は、医師の判断により抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うことができる。

インフルエンザ患者に対応する医療従事者については、基本的な防御なく明らかにウイルスに曝露した場合においては、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施することも検討し、本人の同意に基づき、医師が投与の要否を判断する。この場合、予防投与の有無に関わらず、職務の継続は可能であるが、職務の形態を工夫したり、マスクの装着や手指消毒の励行、発症が疑われた際の早期治療・休業等により院内感染の予防に十分に注意する。

\*基礎疾患を有する者等：新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者をいう。通常のインフルエンザでの経験に加え、

今回の新型インフルエンザについての海外の知見により、以下の者が該当すると考えられる。

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等

## (2) 医療体制

外来部門においては、今後の患者数の増加に対応するために、原則として、通常もインフルエンザ患者の診療を行っているすべての一般医療機関において診療を行う。

院内での感染予防のため、新型インフルエンザが疑わしい発熱患者とそれ以外の患者について医療機関内の受診待ちの区域を分ける、診療時間を分けるなど発熱外来機能を持たせるよう十分な配慮をすることが望まれるが、その程度については、医療機関が対応可能な範囲で判断する。

また、慢性疾患等を有する定期受診患者については、感染機会を減らすため長期処方を行うことや、発症時には電話による診療でファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方ができることについて、都道府県等は関係機関に周知する。

夜間や休日の外来患者の急激な増加に備えて、都道府県等は、地域医師会と連携して、救急医療機関の診療を支援する等の協力体制についてあらかじめ調整する。さらに、患者数が増加し医療機関での対応が困難な状況が予測される場合には、公共施設等の医療機関以外の場所に外来を設置する必要性について、都道府県等が地域の特性に応じて検討する。

入院部門については、重症患者の増加に対応するため、感染症指定医療機関以外の一般入院医療機関においても入院を受け入れる。その場合も、医療機関は院内感染防止に配慮した病床の利用に努める。都道府県は、地域の実情に応じて病床を確保する。都道府県等は、入院診療を行う医療機関の病床数及び稼働状況、人工呼吸器保有台数及び稼働状況並びにこれらの実施ができる人員数などについて確認し、必要に応じて患者の受入調整等を行う。特に、透析患者、小児、妊婦等の重症者の搬送・受入体制について整備する。

すべての医療機関は、対応可能な範囲で院内感染対策に最大の注意を払う。特に、

基礎疾患を有する者等へ感染が及ばないように十分な感染防止措置を講ずる。

発熱相談センター等の電話相談窓口は、受診する医療機関が分からない人への適切な医療機関の紹介、自宅療養している患者への相談対応等、電話による情報提供を行う。電話相談窓口の具体的な運用については、地域住民がどのような情報を必要としているか等に応じて都道府県等において決定する。

都道府県は、特に新型インフルエンザに感染した際の高リスクと考えられる者を守るため、都道府県の判断により発熱、呼吸器症状等のインフルエンザ様症状を有する者の診療を原則行わない医療機関（例えば透析病院、がん専門病院、産科病院等）を定めることができる。

### (3) 学校・保育施設等

学校・保育施設等の臨時休業については一定の効果があったところであり、引き続き、学校・保育施設等で患者が発生した際には、都道府県等が感染拡大防止等公衆衛生上必要であると判断した場合、当該学校・保育施設等の設置者等に対し臨時休業を要請する。

また、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことが可能である。

なお、臨時休業の要請がない場合にあっても、学校・保育施設等の設置者は必要な臨時休業を行うことができる。

厚生労働省は、臨時休業に係る判断に資するため、基本的考え方の提示など必要な情報提供を行う。

大学に対しては、都道府県等は、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大の速度を遅らせるための運営方法の工夫を要請する。

## 3. サーベイランスの着実な実施

### (1) 重症化及びウイルスの性状変化の監視

入院した重症患者の数や病状を把握するとともに、あらかじめ定められた病原体定点医療機関からインフルエンザ患者の検体提出を受け、地方衛生研究所及び国立感染症研究所において、ウイルスの性状、病原性や薬剤耐性など、ウイルスの性状変化に対する監視を実施する。その結果、性状の変化が見られた場合には、その結果を公衆

衛生面、医療面等における対応への確に反映させるとともに国民に情報提供を行う。

(2) 全体的な発生動向の把握

あらかじめ定められた定点医療機関におけるインフルエンザ患者の発生状況の保健所への報告に基づき、全体的な発生動向を把握し、医療関係者や国民へ情報提供する。

(3) 地域における感染拡大の早期探知

地域において放置すれば大規模な流行につながる可能性がある集団的な発生の端緒を早期に把握し、感染の急速な拡大の防止を図る。

このため、保健所は、すべての患者（疑い患者を含む。）を把握するのではなく、放置すれば大規模な流行を生じる可能性のある学校等の集団に属する者について、重点的に把握を行う。また、同一集団内で続発する患者についても把握を行う。

4. 検疫

全入国者に対して、新型インフルエンザに対する感染予防に留意するよう周知するとともに、発症した場合には医療機関を受診するよう引き続き周知徹底する。また、国内対策との整合性を踏まえ、検疫時に基礎疾患等を有することが確認できた発熱、呼吸器症状等のインフルエンザ様症状を有する者については、早期に医療機関を受診するよう勧奨する。

5. 更なる変化に備えて

重症患者の発生と死亡をできる限り回避するため、重症化のリスクの高い者についての検討を進め、重症化を防止するための早期発見と治療の考え方について周知する。

サーベイランスについては、更に患者数が大幅に増加した場合は、感染拡大の早期探知の取組を停止するとともに、ウイルスの性状に変化が見られ、病原性の増大や薬剤耐性の獲得が生じた場合は、直ちに現地調査等を行って情報分析を進め、専門家による評価を行った上で、必要に応じ本運用指針の見直しを行う。

平成21年10月16日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザによる外来患者の急速な増加に対する  
医療体制の確保について

インフルエンザ定点医療機関あたりの報告患者数が10を超えている一部の地域（別紙）では、救急当番の小児科外来などを中心に受診者数の増加が顕著になってきています。今後、このような傾向は新型インフルエンザの流行拡大とともに、全国的に認められるようになるものと考えられます。このため、各都道府県、保健所設置市、特別区においては、医療体制の確保のため、下記について対応を検討していただくとともに、地域住民への普及啓発及び医療機関等への周知徹底をお願いします。

記

1. 各都道府県等における対応

(1) 地域の医師会、薬剤師会等との協力について

以下の（ア）～（エ）について、地域の医師会、薬剤師会等に対して協力を依頼する等の対応を検討すること。

（ア）地域の診療所及び薬局における診療時間の延長

（イ）輪番制等による救急医療機関への支援

（ウ）電話相談体制の充実

（エ）電話診療によるファクシミリ等での処方及びそれに基づく調剤の実施

(2) 治癒証明書等の意義に関する周知

地域の事業者等に対し、インフルエンザの軽症患者であれば、解熱後2日を経過す

れば外出の自粛を終了することが可能であると考えられており、従事者等の再出勤に先立って医療機関を受診させ治癒証明書を取得させる意義はないことについて、周知すること。

また同様に、症状がないにもかかわらず、新型インフルエンザに感染していないことを証明するために、医療機関を受診させ簡易迅速検査や PCR 検査を行う意義はないことについても、周知すること。

なお、外出を自粛する期間については、新型インフルエンザであることが明らかな場合や、地域で新型インフルエンザが流行している場合は、解熱後2日間が経過していたとしても、できる限り、発症した日の翌日から7日を経過するまでとすることが望ましいこと。

### (3) 流行状況等の把握及び受入調整等

地域におけるインフルエンザの流行状況及び医療機関の対応状況について把握し、必要に応じて、地域の医療機関間及び隣県との患者の受入調整等を行うこと。

## 2. 医療機関等への周知

各都道府県等においては、以下の(1)～(3)について、医療機関等への周知徹底に努めること。

### (1) 診療時間の延長の取扱い

診療時間の延長にあたっては、一時的なものについては、医療法に基づく変更の届出は必要ないこと（別添1）及び新型インフルエンザに対応するため診療を行う場合については、診療報酬及び調剤報酬上の時間外加算が算定できること（別添2）。

別添1 平成21年10月9日「新型インフルエンザへの対応のための外来開設に係る医療法上の取扱いに関するQ&Aについて」（略）

別添2 平成21年9月15日「新型インフルエンザに係る保険医療機関の時間外診療等について」（略）

### (2) 簡易迅速検査の必要性

臨床所見や地域における感染の拡がり等の疫学情報等から総合的に判断した上で、医師が抗インフルエンザウイルス薬による治療の開始が必要と認める場合には、治療開始にあたって簡易迅速検査や PCR 検査の実施は必須ではないこと。また、診療報酬及び調剤報酬上も、抗インフルエンザウイルス薬の投与にあたり簡易迅速検査の実施は必須でないこと。

(3) 電話診療によるファクシミリ等での処方及びそれに基づく調剤

各都道府県の判断により、慢性疾患等を有する定期受診患者等については、感染源と接する機会を少なくするため、電話による診療により診断できた場合には、診療した医師はファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを患者が希望する薬局に送付することが可能となること。

3. 地域住民への普及啓発について

各都道府県等においては、以下の(1)~(5)について、地域住民への普及啓発に努めること。

- (1) かかりつけ医師と発熱時の対応についてあらかじめ相談しておくこと。
- (2) 夜間休日時間帯における、小児救急電話相談事業（#8000）も含めた電話相談窓口を活用すること。
- (3) 救急外来時間帯における救急以外の外来受診を控えること。
- (4) 症状がないにもかかわらず、念のための検査目的での外来受診を控えること。
- (5) あらかじめ医療機関に電話をかけてから受診すること。

以上

事務連絡

平成21年9月24日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する基本的考え方について

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1。以下同じ。）に関する学校・保育施設等の臨時休業については、「基本的対処方針」（平成21年5月22日改定）に基づき厚生労働大臣が定めた「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」（平成21年6月19日改定、同月25日付け事務連絡により貴職あて周知。）に基づき御対応いただいているところです。

今般、文部科学省より、各都道府県教育委員会等からの要望を踏まえ、「新型インフルエンザ流行時における学校等の臨時休業に関する基本的考え方」を示すことについて、検討を依頼されました。

この依頼を受け、厚生労働省において、平成21年度厚生労働科学研究費補助金（新興再興感染症研究事業）「新型インフルエンザ大流行時の公衆衛生対策に関する研究」（主任研究者押谷仁）研究班の「新型インフルエンザ流行時における学校閉鎖に関する基本的考え方」（別紙2）を踏まえ、「学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する基本的考え方」（別紙1）を取りまとめましたので、臨時休業の際の意志決定の一助として御参考にして下さい。

また、平成21年9月11日に世界保健機関（WHO）が学校における新型インフルエンザ対策に関する提案を発表したことを受け、その仮訳（別紙3）を作成しましたので、併せて御参考にして下さい。

※注意）

（別紙2）及び（別紙3）は略。

文書の全体は、厚生労働省のホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/09/dl/info0924-01.pdf>

## 学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する基本的考え方

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

厚生労働大臣が定めた「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」（平成21年6月19日改定）において、学校・保育施設等で患者が発生した場合、都道府県等が、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、必要に応じ臨時休業を要請する」とされている。

今般、これまでに得られているエビデンスをまとめた平成21年度厚生労働科学研究費補助金（新興再興感染症研究事業）「新型インフルエンザ大流行時の公衆衛生対策に関する研究」（主任研究者押谷仁）研究班の「新型インフルエンザ流行時における学校閉鎖に関する基本的考え方」を踏まえ、厚生労働省において「学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する基本的考え方」を取りまとめたので、学校・保育施設等の臨時休業の際の意思決定の一助として御参考にされたい。

## 1. 臨時休業の種類

臨時休業には、地域での流行早期に公衆衛生対策として行われる「積極的臨時休業」と、地域で流行が拡大した後に、多数の生徒や教師が休んだ時に行われる「消極的臨時休業」がある。

「積極的臨時休業」は、地域で最初の感染が確認された時など少数の発症者しかいない時点で積極的な臨時休業を行うことで、地域への感染拡大を抑える効果があると考えられている。

「消極的臨時休業」は、地域ですでに感染が拡大しており、施設において多数の発症者を確認した時に行われるが、一般には地域への感染拡大を抑える効果は限られている。多数の発症した生徒が休むことで授業を進めることができない場合など、学校運営上の対策を講じる目的がある場合等に適合したものと考えられる。

## 2. 流行の段階に応じた臨時休業の考え方

臨時休業については、上記2種類があることを踏まえ、流行の段階を少なくとも、流行の開始の前後で二段階に分けて、都道府県等、及び学校・保育施設等の設置者等において検討されることが望まれる。

流行初期の段階である第一段階においては、「積極的臨時休業」を行うことが考えら

れる。例えば、学校において、少数の患者が確認された時点で、学級レベルのみならず、学年閉鎖、休校、患者の発生が認められていない近隣地域の学校の休校などの措置を行うことにより、学校だけでなく地域での感染拡大を抑える効果が期待できる。明確な人数の基準を示すことは困難であるが、これまでに国内で得られた知見からは、学級内に1例の新型インフルエンザ感染者が発生した段階で対応を実施すると、より高い防疫上の効果が得られる。インフルエンザの一般的な感染性を有する期間なども考慮して、閉鎖期間は、5～7日間を要すると考えられる。その実施には、社会的影響や経済的影響とのバランスの下に、各地域の状況、対象とする学校、施設の性質・年齢層を考慮に入れた判断が必要とされる。さらに、授業以外の課外活動などについても、感染の拡大を抑える目的を持って、学習塾や地域の生徒・学生が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

流行が広がった後である第二段階においては、「消極的臨時休業」を行うことが考えられる。感染が拡大した段階に相当するので、地域の実情を反映しつつ、多くの発症者が確認された時に事業等の運営継続維持の判断に応じて、臨時休業すべきかの検討を行う。

例えば、学校においては、多くの生徒が発症し、欠席となった時点で、まずは学級閉鎖レベルで検討を行う。この際には、臨時休業以外の下記3の対策についての検討も同時にされるべきである。

当該地域が、第二段階にあるかどうかについては、都道府県等や保健所ごとのインフルエンザ定点あたり報告数、学校・保育施設等内での患者発生動向、周辺地域の学校欠席率や学校閉鎖およびクラスターの発生状況を鑑みて判断されることとなる。第二段階を規定する疫学的に明確な指標はないものの、たとえば、地域で定点あたり報告数が1を超えた後に急上昇を始めた時などが考えられる（前週の倍を超える等）。ただし、流行の状況は常に変動しており、短い期間で第一段階に戻る可能性もあることも考慮する。目的に応じた臨時休業の判断は、これらの状況を学校・教育委員会および保健部局との間で随時評価していく必要がある。第二段階の閉鎖期間は、学校・保育施設等の運営上の目的に応じて、5～7日より短縮することも考えられる。この際にも、社会的影響・経済的影響とのバランスを勘案した判断が必要である。

なお、基礎疾患を持つ者などハイリスク者がいる集団においては、ハイリスク者を感染から守る観点も踏まえ、臨時休業を考慮すべきである。

### 3. 学校・保育施設等における感染拡大を防ぐための対策

感染拡大を防ぐための対策は、臨時休業だけではない。まずは、インフルエンザ発症者を外出させないことを徹底すべきである。そのためには、毎日の登校(園)・出勤前の検温を義務づけること等、発熱している者や呼吸器症状を呈する者を幅広く休ませるこ

とが重要である。さらに、発症後は、他者への感染を防ぐために少なくとも解熱後2日間、出来れば発症後7日間の欠席・欠勤措置、外出自粛の要請等を行うことが必要である。

#### 4. その他、配慮すべき事項

今後、致死率が上昇するなどの疫学的な状況に変化があった場合には、第二段階に入っていたとしても、別の状況ととらえ、新たな感染拡大防止・重症者発生の抑制を目的とし、公衆衛生対策を強化することも考えられる。

入所型の施設等の閉鎖措置が採りがたい場合は、インフルエンザを発症した患者の隔離、接触者の調査や咳エチケット・マスク着用、ハイリスク者における予防投薬、職員の欠勤措置等を主体とすべきである。

事務連絡  
平成21年9月4日

(社) 日本衛生材料工業連合会  
全国マスク工業会 殿

厚生労働省医政局経済課

新型インフルエンザの流行入りに伴うマスク等の安定供給について

インフルエンザ対策については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年5月の新型インフルエンザ(A/H1N1)の国内発生以来、医薬品、医療機器等につきましては、特に抗インフルエンザウイルス薬やマスク、消毒薬を中心に例年以上に需要が拡大しているところではございますが、今般、国立感染症研究所の調査においてインフルエンザ様患者の発生数が定点あたり1人を超過したことにより、本格的に流行期に入ったと見られるため、今後、さらに医薬品、医療機器等の安定供給の確保が重要となると考えているところです。

既に、4月30日及び5月27日付事務連絡(別添)においてもご連絡しているところですが、改めて貴会傘下の会員の皆様におかれましては、医療機関をはじめとするマスクの供給に支障が生ずることがないようにご協力いただくとともに、マスク(N95、医療用マスク(サージカルマスク)、不織布マスク)につきましては、増産を図る等の措置、また、適正な流通を阻害することがないように、特に、**新型インフルエンザの患者発生地域の医療機関にマスク等が円滑に流通されるよう**、さらなる措置を講ずるようお願い申し上げます。

なお、引き続き当課において、衛生材料等の需給情報を収集し、必要な対応を図ることとしておりますので、当課から貴会(場合により貴会傘下の会員)に連絡を差し上げました場合には、引き続きご協力をお願いします。

(別添略)

医政経発0907第1号  
平成21年9月7日

各都道府県衛生主管部（局）長

厚生労働省医政局経済課長

新型インフルエンザの流行を受けた医薬品、医療機器等の安定供給について

医薬品、医療機器等の安定供給の確保については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年5月の新型インフルエンザ(A/H1N1)の国内発生以来、医薬品、医療機器につきましては、特に抗インフルエンザウイルス薬やマスク、消毒薬を中心に例年以上に需要が拡大しているところではございますが、今般、国立感染症研究所の調査においてインフルエンザ様患者の発生数が定点あたり1人を超過したことにより、本格的に流行期に入ったと見られるため、今後、さらに医薬品、医療機器の安定供給の確保が重要となると考えているところです。

既に4月28日付け厚生労働省医政局経済課長通知「新型インフルエンザの海外発生に伴う医薬品、医療機器等の安定供給について」（医政経発第0428001号）においてもご連絡しているところですが、医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生ずることがないように、また、適正な流通を阻害することがないように、貴管内の医療機関、薬局、医薬品卸売業者に対し、過剰な発注や過剰な在庫が発生しないよう、再度周知していただくとともに、適切に指導をしていただきますようお願い申し上げます。

また、当課では医薬品、医療機器等の需給情報を製造販売業者等から収集し、必要な対応を図ることとしておりますが、貴都道府県におかれましても、管内の医薬品、医療機器、特にインフルエンザ関連物資の流通状況を把握して頂き、市場動向に変化等が生じていると考えられる場合（例えば管内のインフルエンザ関連物資について製造販売業者から卸売業者への納入に滞りがある場合や患者の増加に伴い医療機関等から在庫が少なくなったとの報告があった場合など）には、当課までご連絡頂きますよう、ご協力をお願いします。

医政経発0907第3号  
健感発0907第4号  
平成21年9月7日

各都道府県衛生主管部（局）長  
厚生労働省医政局経済課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等について

今シーズンのインフルエンザ対策については、新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行を受け、例年よりも迅速かつ適切に対応を検討していく必要があります。

インフルエンザ患者に対して適切な検査・治療を行うためには、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）について、その安定的な供給等を図ることが必要ですので、下記の事項に十分留意の上、対応していただくようお願いいたします。

また、各都道府県におけるインフルエンザ総合対策に資するため、現時点における供給見込み状況を別添1により情報提供いたしますので参考としてください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言です。

### 記

1. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的供給を図るためには、各医療機関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、患者数等の動向を勘案して必要量を精査した上で、特定の医療機関、薬局（以下「医療機関等」という。）に過剰な量が供給されることがないように、貴管内の医療機関等や卸売販売業者等に対し、周知徹底してください。
2. 各都道府県においては、平成20年12月12日付け厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長及び医薬食品局安全対策課長連名通知「抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等について」（医政経発第1212004号、健感発第1212002号、薬食安発第

1212004 号) 及び抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドラインにより、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給対策等を協議するため、抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等を設置することとされておりますが、今回の新型インフルエンザ対策を実施するため、当該委員会等において以下の体制等を早急に取り決めてください。

- (1) 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等の把握方法
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬が不足した場合の融通方法
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬が処方可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法
- (4) 貴都道府県において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出方法

3. 厚生労働省としては、抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の確保の観点から、供給企業に対し、インフルエンザの流行状況に応じた適切な供給を行うよう要請しております。

つきましては、各都道府県においても、医療機関等、卸売販売業者等と連携しつつ、関係者に対して以下の事項を周知し、抗インフルエンザウイルス薬等の適切な供給確保への協力を要請してください。

(1) 注文量について

抗インフルエンザウイルス薬等については、新型インフルエンザの流行規模を想定し、最大限の供給可能量の供給が予定されていることから、医療機関等は注文をする際には、備蓄目的での注文は控え、新型インフルエンザ及び季節性インフルエンザ（以下単に「インフルエンザ」という。）流行状況等を踏まえた注文量となるよう配慮すること。

卸売販売業者は、注文を受ける際には、この様な取扱いについて配慮するとともに、流行時に追加注文を受ける際には、前回注文により納入された医療機関等在庫を確認した上で、インフルエンザの流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、抗インフルエンザウイルス薬等の偏在が起こらないよう配慮すること。

また、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるものの、新規開業の医療機関等が不利とならないよう最大限配慮すること。

(2) 分割納入について

医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に

流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等における診療に支障を来す場合を除いて分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

(3) 納入時期等の情報提供について

製造販売業者及び卸売販売業者は、一部納入に遅れが予想される医療機関等に対しては、納入時期及び数量等についてより正確な情報提供を行うことに努めること。

4. 新型インフルエンザに対する抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、平成21年8月28日付け厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡「インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」（別添2参照）に基づき、適正に使用されるよう、貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。

5. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講ずるよう貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。

(別添略)

事務連絡  
平成21年9月8日

局方薬品協議会  
日本OTC医薬品協会 御中

厚生労働省医政局経済課

新型インフルエンザの流行入りに伴う速乾性擦式手指消毒薬等の安定供給について

インフルエンザ対策については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
本年5月の新型インフルエンザ(A/H1N1)の国内発生以来、医薬品、医療機器等につきましては、特に抗インフルエンザウイルス薬やマスク、消毒薬を中心に例年以上に需要が拡大しているところではございますが、今般、国立感染症研究所の調査においてインフルエンザ様患者の発生数が定点あたり1人を超過したことにより、本格的に流行期に入ったと見られるため、今後、さらに医薬品、医療機器等の安定供給の確保が重要となると考えているところです。

既に、5月20日付事務連絡（別添）においてもご連絡しているところですが、改めて貴会傘下の会員の皆様におかれましては、速乾性擦式手指消毒薬及びうがい薬をはじめとする衛生資材の供給に支障が生ずることがないように増産等の対応につきましてご協力をお願いいたします。

また、特に、**新型インフルエンザの患者発生地域の医療機関に速乾性擦式手指消毒薬等が円滑に流通されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。**

さらに、消毒薬の容器等が不足するという事態に備え、ポンプ付き製品を既に納入しているところには詰め替え用の使用などの代替方法を推奨するなど、さらなる措置を講ずるようお願いいたします。

引き続き当課において衛生資材等の需給情報を収集し、必要な対応を図ることとさせていただきますので、当課から貴会（場合により貴会傘下の会員）に連絡を差し上げました場合には、引き続きご協力をお願いいたします。

（別添略）

事務連絡  
平成21年9月8日

(社) 日本臨床検査薬協会 殿

厚生労働省医政局経済課

新型インフルエンザの流行入りに伴う体外診断用医薬品の安定供給について

体外診断用医薬品の安定供給の確保については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年5月の新型インフルエンザ(A/H1N1)の国内発生以来、医薬品、医療機器等につきましては、特に抗インフルエンザウイルス薬やマスク、消毒薬を中心に例年以上に需要が拡大しているところではございますが、今般、国立感染症研究所の調査においてインフルエンザ様患者の発生数が定点あたり1人を超過したことにより、本格的に流行期に入ったと見られるため、今後、さらに医薬品、医療機器等の安定供給の確保が重要となると考えているところです。

既に、4月30日及び5月27日付事務連絡(別添)においてもご連絡しているところですが、改めて貴会傘下の会員の皆様におかれましては、医療機関等に対する体外診断用医薬品の供給に支障が生ずることがないように、増産を図る等の措置、また、適正な流通を阻害することがないように、特に、**新型インフルエンザの患者発生地域に体外診断用医薬品が円滑に流通されるよう**、さらなるの措置を講ずるようお願い申し上げます。

なお、引き続き当課において、体外診断用医薬品の需給情報を収集し、必要な対応を図ることとしておりますので、当課から貴会(場合により傘下会員)に連絡を差し上げました場合には、引き続きご協力をお願いします。

(別添略)

教体第122号  
平成21年8月26日

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

新型インフルエンザに係る臨時休業の目安について（通知）

授業の開始に伴い新型インフルエンザの感染拡大が懸念されていることから、臨時休業について、次のように目安を定めました。

今後、新型インフルエンザ患者発生による臨時休業を行う場合、本目安を参考にして幼児、児童生徒の健康・安全に十分配慮し、各学校の実情に即した適切な対応をお願いします。

1 臨時休業について

(1) 学級の臨時休業

同一学級内に新型インフルエンザに罹患したと診断された幼児、児童生徒が学級の10%～30%に達した場合、当該学級について7日間程度の休業を行う。

(2) 学年の臨時休業

1 学年に複数かつ半数以上の学級の臨時休業が発生した場合、当該学年について7日間程度の臨時休業を行う。

(3) 学校の臨時休業

学校内に半数以上の学年の臨時休業が発生した場合、7日間程度の休業を行う。

2 運用について

(1) ここでいう「新型インフルエンザに罹患したと診断された幼児、児童生徒」とは、クラスターサーベイランスにおいてPCR検査を受け陽性と診断された者及びその同一集団で簡易検査の結果A型インフルエンザと判明した疑似陽性患者をいう。

(2) 糖尿病やぜんそく等の基礎疾患をもつ幼児、児童生徒については、体調等に常に注

意を払い、新型インフルエンザの感染予防に努めるとともに、万一罹患したと考えられる場合は保護者と連携を図り、適切な医療を受けられるよう迅速に対応すること。

(3) 臨時休業の実施については、次のことを勘案し、県教育委員会、学校医、保健所等と十分な協議の上、適切に実施すること。

- ① 学級・学年・学校の規模
- ② 患者の急増など新型インフルエンザの発生状況
- ③ 近隣の学校における発生状況
- ④ その他臨時休業を実施するにあたって勘案すべき事項

(4) 臨時休業措置を講ずるに当たっては、幼児、児童生徒の健康の確保とともに、家庭における生活や学習面での配慮と併せて、学校行事の実施等についても幼児、児童生徒と保護者に十分な説明を行うこと。

## 社会福祉施設で新型インフルエンザが蔓延した場合の対処方針

保健福祉部資料

### 1. 定義

「新型インフルエンザに罹患した」とは、38度以上の発熱や急性呼吸器症状があるなどインフルエンザ様症状を有する者と判断された場合をいう。

### 2. 通所施設（短期入所施設を含む）で発生した場合

施設において、集団感染（7日以内に2名以上の患者）が発生した場合には、必要に応じて事業の自粛を検討するよう要請する。

＊ 施設から施設所管課に報告があったときに、要請する。

再開にあたっては、利用者や従業員等に対し、電話での聞き取りなど適宜の方法でインフルエンザ様症状の有無等を確認すること。

### 3. 保育所・放課後児童クラブで発生した場合

市町村が保育所等に臨時休業等の要請をするが、その対応の目安を作成し、通知する。

＊ 別紙の「新型インフルエンザ発生時の対応について」のとおり

### 4. 入所施設で発生した場合

平成21年6月19日付けの厚生労働省からの通知「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【更新】」の別紙3「社会福祉施設等（入所サービスを行う施設等に限る。）での対応についてQ&A」（別添）に留意して、事業を継続する。

### 5. 訪問サービスの利用者に発生した場合

事業者等は、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させて、サービスの提供を継続する。

### 6. その他

社会福祉施設において、新型インフルエンザの感染が確認された場合（1名以上の患者）には、利用者等に速やかに情報を開示し、感染防止を図る。

(別紙)

## 新型インフルエンザ発生時の対応について

### 1 趣旨

新型インフルエンザが本格流行していることに伴い、感染拡大防止の観点から、保育所等において感染者が発生した場合における、対応の目安を示す。

なお、この通知は、あらかじめ市町村の定める方針等を拘束するものではない。

### 2 定義

この通知で示す「新型インフルエンザに罹患した」とは、38 度以上の発熱や急性呼吸器症状があるなどインフルエンザ様症状を有する児童と判断された場合をいう。

### 3 保育所（認可外保育施設も含む。）について

保育所は保育に欠ける児童を保育する施設であるが、新型インフルエンザの感染拡大を防止しつつ、適切な保育の実施を確保するため、次のような対応を行うことが望ましい。

#### (1) 保護者に対して登園自粛の要請を行う場合

ア 新型インフルエンザに罹患した児童については、自宅等で療養を要請すること。

イ 新型インフルエンザに罹患した児童が、保育するクラスの 30%に達した場合には当該クラス全員に対して登園自粛を要請する。

ウ 新型インフルエンザに罹患した児童が、利用児童の 10%に達した場合には当該保育所利用者全員に対して登園自粛を要請する。

エ 新型インフルエンザに罹患した保育士が、保育士の 30%に達した場合には当該保育所利用者全員に対して登園自粛を要請する。

オ 登園自粛を行った場合であっても、発熱等の症状がない児童で、保育者がいない場合には、保育所の受け入れ体制が整う範囲で保育の実施をすることができる。

#### (2) 登園自粛の期間について

ア 新型インフルエンザに罹患した児童については、登園自粛日から 7 日間程度

イ 新型インフルエンザに罹患していない児童については、登園自粛要請をした日から 7 日以内で保育所が定める日まで

#### (3) 保育の実施に当たっての留意事項

- ア 保育の実施に当たっては、感染拡大防止のため、「手洗い・うがいの励行」及び「検温・観察等の健康管理」を徹底すること。
- イ 保育の実施が適切に実施できるよう保育の制度を整えること。
- ウ 調理員が新型インフルエンザに罹患し、勤務できない場合にあっては、給食施設からの給食の手配又は弁当の持参を要請する等、適切な対応を検討しておくこと。
- エ 新型インフルエンザが発生した場合には、保護者に対して保育所における対応を含め、速やかに事実を周知すること。

#### 4 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブは保育に欠ける児童に対して適切な生活の場を提供する事業であるが、新型インフルエンザの感染拡大を防止しつつ、適切な事業の実施を確保するため、次のような対応をとることが望ましい。

##### (1) 保護者に対して登園自粛の要請を行う場合

- ア 新型インフルエンザに罹患した児童については、自宅等での療養を要請すること。
- イ 新型インフルエンザに罹患した児童が、登録児童の 10%に達した場合には利用の自粛を要請する。
- ウ 登園自粛を行った場合であっても、発熱等の症状がない児童で、保育者がいない場合には、放課後児童クラブの受け入れ体制が整う範囲で事業の実施をすることができる。

##### (2) 登園自粛の期間について

- ア 新型インフルエンザに罹患した児童については、登園自粛日から 7 日間程度
- イ 新型インフルエンザに罹患していない児童については、登園自粛要請をした日から 7 日以内で放課後児童クラブが定める日まで

##### (3) 保育の実施に当たっての留意事項

- ア 保育の実施に当たっては、感染拡大防止のため、「手洗い・うがいの励行」及び「検温・観察等の健康管理」を徹底すること。
- イ 新型インフルエンザが発生した場合には、保護者に対して放課後児童クラブにおける対応を含め、速やかに事実を周知すること。

#### 5 登園自粛及び臨時休業の期間が終了した場合について

- (1) インフルエンザ様症状や体調不良が認められる児童については、利用を控えるよう保護者に周知すること。

(2) 保育（事業）の実施に当たっては、利用児童に対して「手洗い・うがい・咳エチケット」等の指導を徹底すること。

(3) 検温や観察などの健康管理を行い、発熱等の症状があれば速やかに、保護者に連絡し、適切な治療を行うよう助言すること。

## 6 その他

登園自粛又は臨時休業後、再度新型インフルエンザの感染が確認された場合には、これに準じて対応すること。

(別添)

新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について

【更新】(平成 21 年 6 月 19 日付け厚生労働省事務連絡) 別紙 3

社会福祉施設等（入所サービスを行う施設等に限る。）  
での対応について Q & A

平成 21 年 6 月 19 日現在

(問 1) 社会福祉施設等（入所サービスを行う施設等に限る。）で入所者又は従業員が新型インフルエンザに感染した場合、どのように事業を継続すればよいか。

(答)

以下の点に留意した上で事業者は、事業を継続すること。なお、感染の発生状況等地域の実情に応じて柔軟に実施することが必要である。また、事業者は、不測の事態に備え、自治体等と連携し、事業を継続できる体制整備を行う必要がある。

1. 入所者が新型インフルエンザに感染していると疑われる場合、速やかに個室に転室させる等の感染防止措置を講じるとともに、事業者は、
  - ・ 嘱託医もしくはかかりつけの医師等に相談する、あるいは、
  - ・ 受診する医療機関がわからない場合は最寄りの保健所等に設置された発熱相談センターに相談し、その指示に従って、一般医療機関等を受診させること。受診の際、感染が疑われる入所者及び同行者に不織布製マスクの着用、手洗いを徹底させること。
2. また、従業員が新型インフルエンザに感染していると疑われる場合、出勤を停止させ、
  - ・ 嘱託医もしくはかかりつけの医師等に相談する、あるいは、
  - ・ 受診する医療機関がわからない場合は最寄りの保健所等に設置された発熱相談センターに相談させ、その指示に従って、一般医療機関等を受診させること。

3. 1 または 2 において受診した者の新型インフルエンザの感染が確定した場合、運用指針に従い、感染した基礎疾患等のない入所者については、基本的に施設において看護・介護を継続することが必要となる（詳細については、問 2 参照）。ただし、①施設の状況等を勘案し、感染拡大のおそれがある場合、②基礎疾患を有する者等の場合、または③重症化の兆候を認める場合には、入院治療となるため、保健所等と十分相談の上、対応されたい。なお、感染した入所者についてその者の家族等がその自宅で介護することも可能である。

感染した従業員については、基本的にその者の自宅療養あるいは上記の理由がある場合については、入院治療を行うこととなる。

4. 入所者或いは従業員の新型インフルエンザの感染が確定した場合、事業者は保健所に積極的疫学調査の実施について相談し、実施にあたっては保健所の指示に従うとともに、積極的に協力すること。また、濃厚接触者と保健所に判断された入所者又は従業員への対応等について、以下の記載事項に留意すること。ただし、5～8の記載事項とは異なった対応を保健所から指示された場合には、当該指示に従うこと。具体的に、濃厚接触者と想定される者は以下の表に示すとおり。

（参考）

社会福祉施設等（入所サービスを行う施設等に限る。）の職員については、濃厚接触者の分類に当たり、新型インフルエンザ積極的疫学調査実施要項（暫定版）（以下の表参照。）における「イ. 医療関係者」に準じた取扱いになると考えられることから、介護サービスの提供及び職員間の会議等を含め、事業所や施設内では、手洗いやうがい、マスクの着用等職員の感染対策の徹底をお願いします。

5. 保健所により濃厚接触者と判断された入所者は、個室に転室させることが望ましいが、個室が用意できない場合は濃厚接触者のみの居室を用意し移動させ、7日間は施設内の移動を制限した上で、健康管理を徹底すること。また、介護・支援等の際は不織布製マスクと使い捨て手袋を着用した上、当該入所者についてはできるだけ同じ従業員がサービスを提供する体制とするなどのサービス提供上の対応を図ること。なお、同室に濃厚接触した入所者が複数いる場合、ベッド間の距離を2m以上離し、カーテン等でのベッド間の仕切り等の対応を実施し、できるだけ接触を防ぐこと。

なお、保健所の判断により、濃厚接触者と判断された入所者の内、基礎疾患を有する者等については、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の必要性の有無が検討されるため、その指示に従うこと。

6. 保健所により濃厚接触者と判断された従業員は、個別に保健所の指示に従うこと。  
また、運用指針における医療従事者への予防投与の取扱いに準じ、基礎疾患を有する等の従業員がウイルスに暴露した場合には、医師の判断に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の必要性の有無が検討されるため、その指示に従うこと。
7. 事業者は、新型インフルエンザに感染した者及び濃厚接触者以外の入所者及び従業員の健康状態にも留意し、毎日の健康管理を徹底するとともに、施設内での感染拡大を防止するため、以下の点に留意すること。
- 食堂に集まって食事をする際には、おおむね2メートル程度、席の間隔をとること
  - 共同のレクリエーション等の人が集まる活動等を自粛すること
  - 入浴は、個浴又はシャワーとし同一時間帯における複数の入浴を避けること、又は清拭とすること等
8. 家族等との面会に当たっては手洗いを励行するなど感染防止対策を徹底するよう求めるとともに、他の入所者とできる限り接触しないよう行動範囲や面会場所を検討すること。給食・リネン業者等、施設での生活維持のために必要な外部事業者に対しては、マスクや手袋の着用等の感染防止対策を徹底した上で、作業時間や行動範囲を制限する等、できるかぎり入所者や従業員との接触を避けるような対応を行うこと。それ以外の外部事業者の不要不急の出入りについてはできるだけ避けること。

表 濃厚接触者（高危険接触者）について（抄）

ア. 世帯内居住者

患者と同一住所に居住する者。

イ. 医療関係者

個人防護具（PPE）を装着しなかったかあるいは正しく着用せずに、患者の診察、処置、搬送等に直接携わり曝露の可能性のある医療関係者や搬送担当者。

ウ. 汚染物質への接触者

患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く。）、排泄物などに、防護装備なしで接触した者。具体的には手袋、マスク、手洗い等の防護対策なしで患者由来検体を取り扱った検査従事者、患者の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者等。

エ. 直接対面接触者

手で触れること、会話することが可能な距離で、サージカルマスクを装着しなか

ったかあるいは正しく着用せずに、上記患者と対面で会話や挨拶等の接触のあった者。接触時間は問わない。勤務先、学校、医療機関の待合室、会食やパーティー、カラオケボックス、乗用車の同乗等での近距離接触者等が該当する。

オ. 蔓延地域滞在者

新型インフルエンザがヒト-ヒト感染し、蔓延しているとされている地域（または国）に滞在または旅行していた者。当該地域（または国）での接触歴の有無は原則として問わない。蔓延地域（または国）については、別途指定するものとする。

（出典 新型インフルエンザ積極的疫学調査実施要項（暫定版）一部改変）

※注意）

問2 以下略。文書の全体は、厚生労働省のホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/06/dl/info0619-01.pdf>

## 県庁業務継続のための基本的方針

## 1 来庁者の安全・安心の確保

- ▶ 来庁者の安全・安心を確保するために最大限の努力を払うことを基本方針として対策を実施する。
  - 来庁者用に、庁舎の出入口や各フロアに、手指消毒液を設置すること。
  - 来庁者用に、必要に応じ、県庁1階受付でマスクの供与を行うこと。
  - 執務室内での面会スペースの確保等を行い、来庁者の感染を防止すること。
  - 県が実施する対策については、県民の皆様の安全・安心を確保するため、県ホームページなどを通じ迅速な情報提供を行うこと。

## 2 業務継続のための体制の確保

- ▶ 県の業務が中断し県民生活に混乱を招かないよう、次のような対策を実施する。
  - 複数の発症者が休暇を取得することにより、業務に支障が生じる恐れがある場合には、課内又は部局内で職員の配置調整を行うこと。
  - 特に、次のような業務については、中断することなく継続できるよう万全の体制を確保すること。
    - ・ 県民生活に直結している業務
    - ・ 県民の安全・安心の確保に不可欠な業務
    - ・ 窓口、渉外業務
  - 専門性のある業務については、担当職員が感染した場合に備え、マニュアルの整備や事前研修など、代替性が確保できる体制を確保すること。
  - 管理職が感染し不在になった場合に備え、再度、幹部職員の自宅等への連絡体制を確認するとともに、当面の業務について事前に上司の判断を仰いでおくこと。

## 3 職員の感染防止の徹底

- ▶ 来庁者への感染を防止するため、以下のとおり、職員の感染防止を再度徹底する。

## (1) 感染者や濃厚接触者の対応

- 新型インフルエンザの発症者は、発症してから1週間又は症状が治まって2日間は休暇を取ること。
- 感染者と濃厚接触した者（濃厚接触した可能性のある者を含む）は、毎朝登庁す

る前に検温を行うなど、健康管理を徹底すること。

(2) 職員の感染予防策・健康管理の徹底

- 全庁職員に対し、咳エチケット、手洗い・うがいなど、感染予防策を再度徹底すること。
- 発熱やのどの痛みなどインフルエンザ様症状を有する職員は、登庁せず休暇を取得し、事前に医療機関へ電話をして受診方法等指示を得て受診すること。
- 登庁後、発熱やのどの痛みなどのインフルエンザ様症状を感じた職員は、直ちにマスクを着用し、事前に医療機関へ電話をして受診方法等指示を得て受診すること。

## 新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行のシナリオ

平成 21 年 8 月 28 日に厚生労働省から示された「新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行シナリオ」では、発症率、入院率、重症化率、最大時点における入院患者数の推計は次のとおりとなっている。

表 1 発症率、入院率、重症化率の推計

	中位推計	高位推計
発症率	20%	30%
入院率	1.5%	2.5%
重症化率	0.15%	0.5%

表 2 最大時点における入院患者数（全国）の推計

	発症率 20%	発症率 30%
乳幼児（0-5 歳）	3,500 人	5,300 人
小児（6-15 歳）	11,800 人	17,800 人
成年（16-64 歳）	20,000 人	30,000 人
高齢者（65 歳以上）	11,100 人	16,700 人
合計	46,400 人	69,800 人

表 3 最大時点における入院患者数（10 万人対：全国）の推計

	発症率 20%	発症率 30%
乳幼児（0-5 歳）	2.7 人	4.1 人
小児（6-15 歳）	9.2 人	13.9 人
成年（16-64 歳）	15.6 人	23.4 人
高齢者（65 歳以上）	8.7 人	13.0 人
合計	36.3 人	54.5 人

また、このシナリオに基づいた徳島県における推計値は次のとおりとなる。

表 4 徳島県における患者数等の推計

	発症率が 20%（中位推計）の場合
患者数	158,000 人
入院数	2,400 人
重傷者数	237 人

表 5 徳島県における最大時点における入院患者数の推計

	発症率が 20%（中位推計）の場合
乳幼児（0-5 歳）	21 人
小児（6-15 歳）	73 人
成年（16-64 歳）	123 人
高齢者（65 歳以上）	69 人
合計	287 人

## 「インフルエンザ」自宅療養のポイント ( ~自分や家族がインフルエンザにかかったら~ )

### 患者であるあなたは・・・

- 水分補給と十分な睡眠を心がけましょう。
- 処方されたお薬は指示通り最後まで飲みましょう。
- 出来るだけ個室で安静に過ごしましょう。
- 適当な湿度（50～60％）を保ち、時々部屋の空気を入れ換えましょう。
- 家族がいる部屋へ行くときはマスクを付けましょう。
- 手をこまめに洗いましょう。

### 家族であるあなたは・・・

- 患者さんと同じ部屋にいるときはマスクを付けましょう。
- 手洗い・うがいをこまめにしましょう。
- タオルは同じものを使用しないようにしましょう。
- \* 患者さんの使用した食器や衣類は、通常の洗濯、洗浄で消毒できます。

### 熱が下がって2日間は要注意

- 熱が下がってしばらくは、周りに感染させてしまうことがありますので、熱が下がって2日間は外出を控えましょう。
- 熱・咳・くしゃみなど症状がある人は、マスクをつけましょう（咳エチケット）。

### こんな時は医師に相談して下さい

- 次の場合は注意が必要です。最初に受診した医療機関に相談して下さい。
- ☆3日以上発熱が続き、体調が回復しない感じがする。
- ☆咳、痰があまりに多く、息苦しさや胸の痛みを感じる。
- ☆嘔吐や下痢が続いており脱水が疑われる。
- ☆症状が一時良くなったのに、再び悪化してきた。

小さな子どもの場合は特に注意して、次の場合は、最初に受診した医療機関に相談して下さい。

- ☆呼吸が速い、息苦しそうにしている。
- ☆顔色が悪い（土気色、青白い）
- ☆嘔吐や下痢が続いている。
- ☆落ち着きがない、遊ばない、反応が鈍い。
- ☆症状が長引いて悪化してきた。

徳 島 県

## 「新型インフルエンザかな？」症状がある方へ ( 急な発熱と咳やのどの痛み )



まずは、お近くの医療機関に  
電話をかけて相談して下さい！

- ☆ 電話で受診方法を確認して下さい。
- ☆ 受診の際、熱・咳など症状がある時は、**マスクをつけましょう。**

咳やくしゃみで、ウイルスは1m程度飛びますが、マスクをつけるとほとんど周囲に飛ばなくなります。人にうつさないためにマスクを着けましょう。医療機関には身体の弱い方や免疫が低下している方などが受診されています。他の方に感染を広げない、お互いのマナーが感染拡大防止につながります。

### 受診する医療機関がわからない場合の相談窓口

#### 新型インフルエンザ相談窓口

○各保健所 (8:30 ~ 17:00 土・日・祝日除く)

徳島保健所 : 088-602-8907 吉野川保健所 : 0883-24-1114

阿南保健所 : 0884-28-9867 美波保健所 : 0884-74-7343

美馬保健所 : 0883-52-1017 三好保健所 : 0883-72-1122

○健康増進課 (8:30 ~ 18:15 土・日・祝日除く)

健康増進課 : 088-621-2228

FAX での相談を希望される方は、FAX 088-621-2841

その他、新型インフルエンザに関する相談

新型インフルエンザ安心ダイヤル

0120-960-005 (9:00 ~ 17:00 土・日・祝日除く)

徳 島 県